

委 託 仕 様 書

《委託名》

京都市立芸術大学施設保全業務委託
ただし、自動制御機器定期点検保守業務委託

《契約期間》

令和4年4月1日 ～ 令和5年9月30日

公立大学法人京都市立芸術大学

第1 [趣 旨]

この仕様書は、「京都市立芸術大学施設保全業務委託 ただし、自動制御機器定期点検保守業務委託」の委託契約書に基づく仕様書である。

第2 [用語の定義]

- 1 この仕様書において使用する用語は、委託契約書において使用する用語の例による。
- 2 委託契約書及びこの仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1)点検とは、測定器具の使用又は目視等により自動制御機器の機能状態及び損耗の程度を調査し、その良否を判断することをいう。
- (2)保守とは、消耗部品及び材料の取り替え、ネジの増し締め、注油等の設置並びに機能回復、耐久性の確保を図るための塵埃、汚れの除去をいう。
- (3)修繕とは、自動制御機器の損耗部分を当初の機能に近づける措置をいう。
- (4)修理とは、修繕のうち軽微なものをいう。
- (5)清掃とは、塵埃及び汚れの除去をいう。
- (6)監督員とは、公立大学法人京都市立芸術大学が定める京都市立芸術大学に所属する職員をいう。
- (7)検査員とは、公立大学法人京都市立芸術大学が定める京都市立芸術大学に所属する職員をいう。
- (8)この仕様書において、甲は公立大学法人京都市立芸術大学、乙は業務の受託者とする。

第3 [委託する事項]

甲は、乙に対し、自動制御機器の保全業務について、次の事項を委託する。

- (1)定期点検、保守業務に関すること。
- (2)軽易な修理に関すること。
- (3)事故その他の異常時における応急措置に関すること。
- (4)災害その他の非常時における応急措置に関すること。

第4 [委託する自動制御機器]

委託する自動制御機器は、京都市立芸術大学に設ける自動制御機器で次の各号に掲げるものとする。

- (1)空調熱源関係の自動制御（別紙第1に示すもの） 1式
- (2)中央管制装置（山武ハネウエル株製 Savic-NET10 及び関連機器） 1式

第5 [実施方法]

- 1 乙は、第3及び第4に規定する事項を、この仕様書及び自動制御機器の保全に関するものの法令に基づき、誠実に行わなければならない。
- 2 乙は、前項の業務の処理に関し、次の各号により実施しなければならない。
 - (1) 次のア、イ及びウのいずれにも該当することにより、乙の雇用する従事者の労働力を自ら直接利用するものであること。
 - ア 次のいずれにも該当することにより、業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。
 - (ア) 従事者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を自ら行うこと。
 - (イ) 従事者の業務の遂行に関する評価等に係る指示その他の管理を自ら行うこと。
 - イ 次のいずれにも該当することにより、労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。
 - (ア) 従事者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示その他の管理を自ら行うこと。
 - (イ) 従事者の労働時間を延長する場合又は従事者を休日に労働させる場合における指示その他の管理を自ら行うこと。
 - ウ 次のいずれにも該当することにより、企業における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理を自ら行うものであること。
 - (ア) 従事者のサービス上の規律に関する事項についての指示その他の管理を自ら行うこと。
 - (イ) 従事者の配置等の決定及び変更を自ら行うこと。
 - (2) 次のア、イ及びウのいずれにも該当することにより、委託契約により請負った業務を自己の業務として、甲から独立して処理するものであること。
 - ア 業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、かつ、支弁すること。
 - イ 業務の処理について、民法、商法、その他の法律に規定された事業主としての全ての責任を負うこと。
 - ウ 自ら行う企画、又は自己の有する専門的な技術、若しくは経験に基づいて業務を処理するものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

第6 [委託料]

委託料は、6箇月ごとに分割した委託料の3分の1を、半年ごとに、当該期間の業務完了後に支払うものとする。端数調整が必要な場合は、最初の期間で行う。その他の期間は均等払いとする。

第7 [費用の負担]

委託業務の実施に伴い要する費用は乙の負担とする。

第8 [一般事項]

- 1 乙は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合は、監督員と協議する。
- 2 乙は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。
- 3 乙は、業務の実施に伴い発生する廃材、塵、廃油その他の発生材をすべて構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

第9 [業務主任]

- 1 乙は、業務の技術上の管理を司る者（以下「業務主任」という。）を定める。
- 2 業務主任は、次の各号に該当する資格要件を有する者とする。
 - (1)自動制御機器の保全に関し、担当の経験を有し、かつ、熟知した者
 - (2)自動制御機器の構造に関し、熟知した者
- 3 業務主任は、この契約の履行に関し、その運営及び取締りを行うほか、この契約に基づく乙の一切の権限（委託料の変更、委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。
- 4 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務主任に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に対して文書で通知する。
- 5 乙は、甲に対して、業務主任の氏名を文書で通知する。

第10 [業務従事者]

- 1 乙は、業務の実施に必要な業務従事者（業務主任を含む。以下同じ。）を定期的に必要人数配置する。
- 2 乙は、業務従事者に次の各号に掲げる要件を具備させる。
 - (1)自動制御機器の保全に関する相当の経験及び熟知
 - (2)自動制御機器の構造に関する熟知
- 3 乙は、業務従事者について、労働安全衛生法に規定する安全教育等を履修させる。

第11 [業務管理]

- 1 業務現場における業務の安全衛生に関する管理は、業務主任が責任者となり関係法令に従ってこれを行う。
- 2 乙は、業務現場における委託業務に関し、整理整頓を行い、必要に応じ保安設備を設ける等の措置を講じ事故の防止に努める。
- 3 乙は、業務の実施に伴う災害及び公害の防止について関係法令に従い適切に処置する。

- 4 乙は、業務の実施により、機器等で汚染又は損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生を行う。
- 5 乙は、業務の完了及び部分完了に際しては、当該業務に関する部分の後片付けを行う。

第12 [日程表等]

- 1 乙は、業務の着手に先立ち、年間業務日程表及び業務の記録様式、見本等を作成し、監督員に報告する。
- 2 乙は、年間業務日程表に変更の必要を生じ、その内容が重要な場合は、変更年間業務日程表を速やかに作成し、監督員に報告する。

第13 [業務内容]

- 1 定期点検、保守業務等は、別紙第1に示すところを標準として行うほか、自動制御機器の保全に必要な定期点検、保守を行う。
- 2 その他の業務は、次の各号による。
 - (1)定期点検、保守業務の結果、修理が必要と思われるときで、その内容が軽易である場合は、材工共に乙の負担において修理を行う。
 - (2)事故その他の、異常時において甲から通知があった場合は、適切な処置を講じるとし、その旨を監督員に報告する。
 - (3)災害その他の、非常時において甲から通知があった場合は、適切な処置を講じるとし、その旨を監督員に報告する。

第14 [業務の実施]

- 1 乙は、業務の実施に先立ち自動制御機器の現状及び仕様書に基づく業務内容を業務従事者に、周知徹底する。
- 2 業務の実施は、仕様書及び監督員に報告した年間業務日程表、記録様式、見本等に従って行い、かつ、必要な記録をする。
- 3 業務実施中、異常を認めた時で、緊急を要する場合は、速やかに監督員に報告する。
- 4 点検等の実施中においては、鍵、開閉器、照明用スイッチ等を確認する。

第15 [業務の報告]

記録文書は、点検等のつど提出する。

第16 [検査]

- 1 乙は、委託業務が最終完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。
- 2 前項の規定により難しい場合は、検査員の指示により、中間検査とすることができる。

[別紙第1]

1 業務範囲

当該施設の各棟における，空調設備，換気設備，熱交換設備，防排煙設備等の自動制御設備機器の保守点検調整作業，及び冷暖房設定切替作業を行う。

当該施設のカ調衛生設備の集中自動制御を行う，中央管制装置の試験調整作業を行う。

(1) 空調熱源関係（冷暖房切替を含み，2回分割点検）

ア 冷却水制御系統

イ 差圧制御系統

ウ 空調機系統

エ FCU群系統

オ 緊急遮断弁系統

(2) 中央管制装置（各棟毎に9回分割点検）

ア 山武ハネウエル(株)製「Savic-NET10」の点検調整

発停，表示，警報ポイント点検及び調整

計測ポイントでの測定値の較正

その他試験調整

イ アナシエーター，プリンター等の周辺機器の点検及び調整

ウ 各棟DGP盤の点検及び調整

2 冷暖房兼用空調機に関する制御機器（年2回切替調整）

(1) 該当する棟

本部棟，音楽棟，講堂，設備棟，大学会館

(2) 該当する空調系統

講 堂 AC-1系統

本 部 棟 収蔵庫（HU-1）系統

本 部 棟 書庫（HU-2）系統

本 部 棟 食堂（HU-3）系統

本 部 棟 閲覧室（HU-5）系統

本 部 棟 1階一般（HU-6）系統

本 部 棟 2階一般（HU-7）系統

本 部 棟 展示室（HU-8）系統

音 楽 棟 大合奏室（HU-9）系統

大学会館 ホール（AHU-9）系統

大学会館 床暖房系統

(3) 該当する制御機器類

温度調節器，温度検出器，湿度調節器，湿度検出器，開度設定器，モジュトロー
ルモーター，弁リンケージ，冷温水三方弁，外気ダンパー，制御電源用トランス，
セレクター，信号補正設定器，表示モニター，その他関連機器

3 中央管制装置調整（年9回分割点検）

設備棟に設置の空調衛生自動制御用中央管制装置（セービック）の遠方監視，遠隔
操作の機能試験と，温度，湿度，時間等の計測値の試験器による実測値とのずれの補
正を行う。

4 作業日程の予定

- (1) 5月 … 冷房切替
- (2) 6月 … 設備棟
- (3) 7月 … 新研究棟
- (4) 8月 … 本部棟
- (5) 9月 … 講堂
- (6) 10月 … 暖房切替
- (7) 11月 … 音楽棟
- (8) 12月 … アトリエ棟・彫刻棟
- (9) 1月 … 陶芸棟・染織棟
- (10) 2月 … 大学会館
- (11) 3月 … 設備棟（総合）

※令和5年度の実施スケジュールは甲と乙の協議により決定すること。